

第15号議案

令和3年度南魚沼市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度南魚沼市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数(許可)	大和病院事業	市民病院事業
一般病床	45床	140床
(2) 年間患者数		
入院	14,500人	41,400人
外来	40,500人	125,800人
(3) 1日平均患者数		
入院	39人	113人
外来	138人	452人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 大和病院事業収益	1,376,203 千円
第1項 医業収益	1,128,284 千円
第2項 介護保険収益	24,066 千円
第3項 医業外収益	223,852 千円
第4項 特別利益	1 千円
第2款 市民病院事業収益	3,799,400 千円
第1項 医業収益	3,384,802 千円
第2項 介護保険収益	59,925 千円
第3項 医業外収益	304,672 千円
第4項 特別利益	50,001 千円

支出

第1款 大和病院事業費用	1,376,203 千円
第1項 医業費用	1,342,550 千円
第2項 医業外費用	31,652 千円
第3項 特別損失	1 千円

第4項 予備費	2,000 千円
第2款 市民病院事業費用	4,332,722 千円
第1項 医業費用	4,240,901 千円
第2項 医業外費用	29,820 千円
第3項 特別損失	60,001 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 204,405 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 大和病院事業資本的収入	82,668 千円
第1項 企業債	35,000 千円
第2項 繰入金	47,666 千円
第3項 県補助金	1 千円
第4項 固定資産売却代金	1 千円
第2款 市民病院事業資本的収入	219,524 千円
第1項 企業債	57,000 千円
第2項 繰入金	162,523 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 大和病院事業資本的支出	124,550 千円
第1項 建設改良費	36,500 千円
第2項 企業債償還金	88,050 千円
第2款 市民病院事業資本的支出	382,047 千円
第1項 建設改良費	60,000 千円
第2項 企業債償還金	322,047 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	92,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金、地方公共団体 金融機構資金及び民 間等資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	借入の年から据置期間を 含み30年以内に償還す るものとする。 その他借入先の融資条件 に従う。 ただし、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借り換 えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 3,226,119 千円 |
| (2) 交際費 | 1,300 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、908,487千円と定める。

令和3年3月1日提出

南魚沼市長 林 茂 男